

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

静岡県知事 川 勝 平 太

#### 静岡県規則第45号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成26年静岡県規則第59号）の一部を次のように改正する。

様式第3号（表）中「 重症患者認定（重症診断書が必要）」を削る。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている申請書は、改正後の難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の相当する様式により提出された申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。